

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条第 1 項の規定により、市道の路線を次のとおり認定する。

路線番号	路線名	区間
9 6 3 2	歩 専 3 2 号 線	下青島 1 6 2 番 1 地先 下青島 1 6 3 番 2 5 地先
1 0 2 0 0	1 地 区 2 0 0 号 線	平島 3 0 1 番 1 地先 平島 3 0 1 番 1 地先
2 0 3 7 0	2 地 区 3 7 0 号 線	小石川町四丁目 6 0 0 番 3 4 地先 小石川町四丁目 6 0 0 番 4 3 地先
2 0 3 7 1	2 地 区 3 7 1 号 線	小石川町四丁目 5 9 7 番 3 地先 小石川町四丁目 5 9 7 番 1 1 地先
2 0 3 7 2	2 地 区 3 7 2 号 線	田沼四丁目 2 5 4 7 番 7 地先 田沼四丁目 2 5 4 3 番 1 4 地先
3 0 3 7 8	3 地 区 3 7 8 号 線	前島三丁目 2 7 2 5 番 1 0 地先 前島三丁目 2 7 2 7 番 2 地先
4 0 4 3 1	4 地 区 4 3 1 号 線	瀬戸新屋 3 1 番 1 地先 瀬戸新屋 1 番 2 2 地先
4 0 4 3 2	4 地 区 4 3 2 号 線	瀬戸新屋 3 番 1 1 地先 瀬戸新屋 1 番 3 2 地先
4 0 4 3 3	4 地 区 4 3 3 号 線	下青島 1 6 3 番 1 5 地先 瀬戸新屋 1 6 番 3 地先
4 0 4 3 4	4 地 区 4 3 4 号 線	下青島 1 6 3 番 2 9 地先 下青島 1 6 3 番 2 4 地先
6 0 2 1 3	6 地 区 2 1 3 号 線	茶町二丁目 1 1 4 1 番 1 5 地先 茶町二丁目 9 7 1 番 7 地先